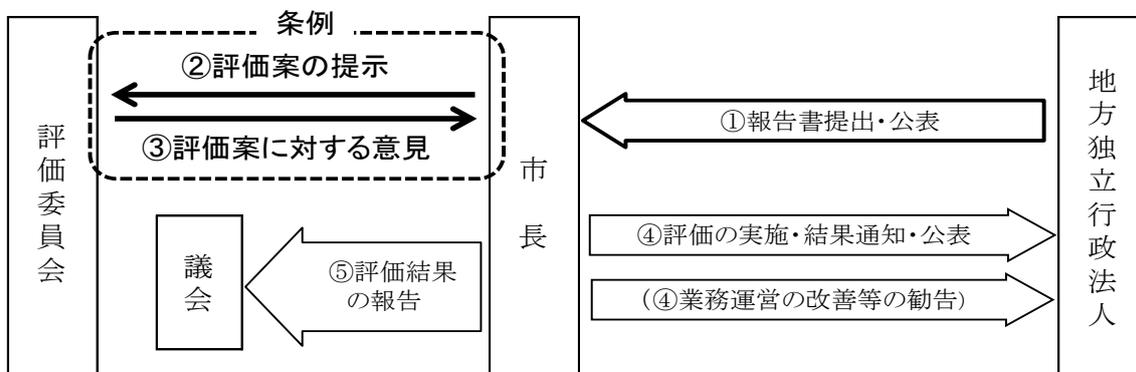


中期目標期間の業務実績に関する評価等の進め方について

1. 中期目標期間の業務実績評価（法第28条・条例第2条）



2. 具体的な評価基準等の方向性（中期目標評価等実施要領の考え方）

法人	項目別評価	小項目評価	(法人自己評価なし)
		大項目評価	当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、 5段階評価 で項目別評価を行う。 5段階評価（（評価基準） S 中期目標を大幅に上回る特筆すべき進捗状況にある A 中期目標を達成した B 中期目標を概ね達成した C 中期目標を十分達成できていない D 中期目標を大幅に下回っており重大な改善すべき事項がある
↓			
全体についての総合評価			
項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に 記述式 で評価する。			

堺市（評価委員会での意見聴取）